

新旧対照表（給水装置工事基準）

旧	新
<p>給水装置工事基準 P. 2</p> <p>(5) 指定給水装置工事事業者制度</p> <p>① 指定工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が、<u>政令第5条</u>に定める基準に適合することを確保するため、管理者が、給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) 給水装置工事主任技術者の責務</p> <p>① 主任技術者の職務</p> <p>i)～iii)略</p> <p>iv) その他<u>厚生労働省令</u>で定める職務（法第25条の4第3項）</p>	<p>給水装置工事基準 P. 2</p> <p>(5) 指定給水装置工事事業者制度</p> <p>① 指定工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が、<u>政令第6条</u>に定める基準に適合することを確保するため、管理者が、給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) 給水装置工事主任技術者の責務</p> <p>① 主任技術者の職務</p> <p>i)～iii)略</p> <p>iv) その他<u>国土交通省令</u>で定める職務（法第25条の4第3項）</p>
<p>給水装置工事基準 P. 3</p> <p>②<u>政令第5条</u>（給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>i)～vii) (略)</p> <p>viii) 上記に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>厚生労働省令</u>で定める。</p>	<p>給水装置工事基準 P. 3</p> <p>②<u>政令第6条</u>（給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>i)～vii) (略)</p> <p>viii) 上記に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）</u>で定める。</p>

新 旧 対 照 表 (宇治市水道事業給水条例)

旧	新
<p>給水装置工事基準 P. 115</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>低所得者用</u>」とは、別に定める基準により低所得のため生活困窮の状態にある一般家庭が生活の用に水道を使用するもので、申請に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長(第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項を除き、以下「<u>管理者</u>」という。)が認定したものをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 「<u>定例日</u>」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ<u>管理者</u>が定めた日をいう。</p>	<p>給水装置工事基準 P. 115</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 「<u>定例日</u>」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ<u>水道事業の管理者</u>の権限を行う市長(第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項を除き、以下「<u>管理者</u>」という。)が定めた日をいう。</p>

新旧対照表 (宇治市水道事業給水条例)

旧

給水装置工事基準 P. 120

第 25 条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道使用料

用途	基本使用料		超過使用料(1 立方メートルにつき)			
	水量	使用料	1 段	2 段	3 段	4 段
家庭用	8 立方メートル	910 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 143 円	21 立方メートルから 40 立方メートルまで 174 円	41 立方メートルから 60 立方メートルまで 185 円	61 立方メートル以上 202 円
営業用	8 立方メートル	910 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 143 円	21 立方メートルから 40 立方メートルまで 189 円	41 立方メートルから 500 立方メートルまで 239 円	501 立方メートル以上 249 円
官公署・学校・保育所・団体用	10 立方メートル	2,410 円	11 立方メートルから 20 立方メートルまで 214 円	21 立方メートルから 100 立方メートルまで 242 円	101 立方メートルから 1,000 立方メートルまで 276 円	1,001 立方メートル以上 310 円
工場・事業所用	10 立方メートル	2,410 円	11 立方メートルから 20 立方メートルまで 243 円	21 立方メートルから 100 立方メートルまで 289 円	101 立方メートルから 1,000 立方メートルまで 328 円	1,001 立方メートル以上 336 円
低所得者用	8 立方メートル	540 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 86 円	21 立方メートルから 40 立方メートルまで 104 円	41 立方メートルから 60 立方メートルまで 111 円	61 立方メートル以上 121 円
浴場営業用	8 立方メートル	910 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 143 円	21 立方メートル以上 86 円		
臨時工事用	25 立方メートル	7,890 円	26 立方メートル以上 315 円			

新

給水装置工事基準 P. 120

第 25 条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道使用料

用途	基本使用料		超過使用料(1 立方メートルにつき)			
	水量	使用料	1 段	2 段	3 段	4 段
家庭用	8 立方メートル	1,030 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 161 円	21 立方メートルから 40 立方メートルまで 196 円	41 立方メートルから 60 立方メートルまで 208 円	61 立方メートル以上 227 円
営業用	8 立方メートル	1,030 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 161 円	21 立方メートルから 40 立方メートルまで 213 円	41 立方メートルから 500 立方メートルまで 269 円	501 立方メートル以上 280 円
官公署・学校・保育所・団体用	10 立方メートル	2,730 円	11 立方メートルから 20 立方メートルまで 241 円	21 立方メートルから 100 立方メートルまで 272 円	101 立方メートルから 1,000 立方メートルまで 310 円	1,001 立方メートル以上 349 円
工場・事業所用	10 立方メートル	2,730 円	11 立方メートルから 20 立方メートルまで 273 円	21 立方メートルから 100 立方メートルまで 325 円	101 立方メートルから 1,000 立方メートルまで 350 円	1,001 立方メートル以上 365 円
浴場営業用	8 立方メートル	1,030 円	9 立方メートルから 20 立方メートルまで 161 円	21 立方メートル以上 97 円		
臨時工事用	10 立方メートル	3,660 円	11 立方メートル以上 366 円			

新 旧 対 照 表 (宇治市水道事業給水条例)

旧

新

給水装置工事基準 P. 121

(2) メーター使用料

口径	1 個 1 月につき
13 ミリメートル	<u>40 円</u>
20 "	<u>80 円</u>
25 "	<u>90 円</u>
40 "	<u>160 円</u>
50 "	<u>900 円</u>
75 "	<u>1,200 円</u>
100 "	<u>1,500 円</u>
125 "	<u>1,500 円</u>
150 "	<u>2,900 円</u>

給水装置工事基準 P. 121

(2) メーター使用料

口径	1 個 1 月につき
13 ミリメートル	<u>130 円</u>
20 "	<u>140 円</u>
25 "	<u>170 円</u>
40 "	<u>260 円</u>
50 "	<u>840 円</u>
75 "	<u>1,230 円</u>
100 "	<u>1,710 円</u>
125 "	<u>3,650 円</u>
150 "	<u>3,700 円</u>

給水装置工事基準 P. 122 ~ 123

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減\_\_\_又は免除することができる。

給水装置工事基準 P. 122 ~ 123

(料金、手数料等の減額又は免除)

第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

新旧対照表（宇治市水道事業給水条例）

旧	新
<p>給水装置工事基準 P. 124 ～ P. 126</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>  <u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>—</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>—</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校<u>において</u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、<u>修了した後</u>)、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>—</p>	<p>給水装置工事基準 P. 124 ～ P. 127</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>  <u>を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>)</p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(<u>次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、<u>修了した後</u>。次号において同じ。)、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>)</p>

新 旧 対 照 表 (宇治市水道事業給水条例)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において            _____            _____土木科又はこれに相当する課程を修めて            卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を            有する者            _____</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有            する者            _____</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究            科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻            した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関            する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の            卒業生にあつては2年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した            経験を有するもの            _____            _____</p>	<p>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する            課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従            事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事し            た経験を有する者に限る。)</p> <p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等            学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて            卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を            有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有            する者に限る。)</p> <p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する            課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従            事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事し            た経験を有する者に限る。)</p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有            する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を            有する者に限る。)</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究            科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻            した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関            する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の            卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した            経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生            にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を            有する者に限る。)</p>

新旧対照表（宇治市水道事業給水条例）

旧	新
<p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は科目を、当該各号 _____ に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号 _____ に規定する最低経験年数以上水道 _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <hr/> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程 _____ を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(12) (略)</p>

新旧対照表（宇治市水道事業給水条例）

旧	新
<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第44条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条に規定する資格</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目</u></p> <p>_____を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第44条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____ <u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程</u> _____又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p>

新旧対照表（宇治市水道事業給水条例）

旧	新
<p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号 _____ に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、当該各号 _____ に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号 _____ の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 厚生労働大臣 _____ の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

新 旧 対 照 表 (宇治市水道事業給水条例施行規程)

旧	新
<p>給水装置工事基準 P. 131 ～ 132  <u>(メーターの毀損等の届出)</u>                      第 11 条 条例第 20 条第 3 項の規定によるメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター亡失・毀損届(別記様式第 7 号)を<u>速やかに</u>管理者に届け出なければならない。                      (新設)</p>	<p>給水装置工事基準 P. 132 ～ 133  <u>(メーターの亡失又は毀損)</u>                      第 11 条 条例第 20 条第 3 項の規定によるメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター亡失・毀損届(別記様式第 7 号)<u>により速やかに</u>管理者に届け出なければならない。                      2 <u>条例第 20 条第 3 項に規定する管理者が定める損害額は、復旧に要する費用の額とする。</u></p>
<p>給水装置工事基準 P. 132  <u>(低所得者用として認定する基準)</u>                      第 16 条 条例第 3 条第 3 号の規定により低所得者用として認定する基準は、次の各号のいずれかに掲げる世帯で、管理者が認めるものとする。                      (1) <u>(略)</u>                      (2) <u>(略)</u>                      (決定)</p>	<p>(削る。)</p>
<p>第 17 条 <u>管理者は、前条第 2 項に規定する申請書を受理したときは必要事項を審査し、低所得者用としての適否を決定したときは、低所得者用認定(不認定)通知書(別記様式第 17 号)により申請者に通知するものとする。</u>                      2 <u>(略)</u></p>	<p>(削る。)</p>

新旧対照表 (宇治市水道事業給水条例施行規程)

旧	新
<p>給水装置工事基準 P. 133 (料金等の軽減又は免除)</p> <p>第18条 条例第36条に規定する料金、手数料その他の費用(以下「料金等」という。)の軽減又は免除を受けようとする者は、料金等軽減(免除)申請書(別記様式第18号)を 管理者に提出しなければならない。ただし、  管理者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 管理者は、前項本文に規定する申請に基づき、必要事項を審査し、料金等の軽減又は免除の適否を決定したときは、料金等軽減(免除)決定通知書(別記様式第19号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>給水装置工事基準 P. 133 (小規模貯水槽水道の管理及び検査の受検)</p> <p>第19条 条例第41条の3第2項に規定する貯水槽水道の管理及びその管理についての検査の受検は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣 の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。</p>	<p>給水装置工事基準 P. 133 (料金等の減額又は免除)</p> <p>第16条 条例第36条に規定する料金、手数料その他の費用(以下「料金等」という。)の減額又は免除を受けようとする者は、料金等減額(免除)申請書(別記様式第16号)により管理者に申請しなければならない。ただし、宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程(令和4年宇治市上下水道事業管理規程第4号)第3条に規定する申請書を提出した場合その他管理者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 管理者は、前項本文に規定する申請に基づき、必要事項を審査し、料金等の減額又は免除の適否を決定したときは、料金等減額(免除)決定通知書(別記様式第17号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>給水装置工事基準 P. 134 (小規模貯水槽水道の管理及び検査の受検)</p> <p>第17条 条例第41条の3第2項に規定する貯水槽水道の管理及びその管理についての検査の受検は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。</p>

新 旧 対 照 表 (貯水槽水道管理指導要綱)

旧	新
<p>給水装置工事基準 P.151 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。 (1)～(8) (略) (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて厚生労働大臣 _____の登録を受けた検査機関をいう。 (10) 水質検査機関 法第20条第3項の規定に基づいて厚生労働大臣 _____の登録を受けた検査機関をいう。</p>	<p>給水装置工事基準 P.152 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。 (1)～(8) (略) (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。 (10) 水質検査機関 法第20条第3項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。</p>

新旧対照表（貯水槽水道管理指導要綱）

旧	新
<p>給水装置工事基準 <u>P.152</u>                      (設置者の責務)</p> <p>第4条 簡易専用水道の設置者及び管理責任者は、法第34条の2第1項の定めるところにより簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、<u>厚生労働大臣</u>の定める方法により水質検査を行うこと。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 小規模貯水槽水道設置者及び管理責任者は、給水条例第41条の3第2項の定めるところにより小規模貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、<u>厚生労働大臣</u>の定める方法により水質検査を行うこと。</p> <p>給水装置工事基準 <u>P.153</u>                      附則                      (施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和2年9月10日から施行する。</p>	<p>給水装置工事基準 <u>P.153</u>                      (設置者の責務)</p> <p>第4条 簡易専用水道の設置者及び管理責任者は、法第34条の2第1項の定めるところにより簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、<u>環境大臣</u>の定める方法により水質検査を行うこと。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 小規模貯水槽水道設置者及び管理責任者は、給水条例第41条の3第2項の定めるところにより小規模貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、<u>環境大臣</u>の定める方法により水質検査を行うこと。</p> <p>給水装置工事基準 <u>P.154</u>                      附則                      (施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和6年7月5日から施行する。</p>